

行経第2019号
令和4年3月30日

各指定出資法人所管部局長 様

財 務 部 長

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第二条第一項に規定する
「出資法人等」についての改定について（通知）

平成25年3月28日付け行革第1786号で通知しておりました標記について、今般、同基準を明確化する観点から、別紙のとおり改定しましたので、通知します。つきましては、法人及び法人所管課へご周知いただきますよう、お願いします。

財務部行政経営課
出資法人グループ
電 話：06-6941-0351（内線2091）

- 1 「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」第二条第一項に規定する「資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の府の出資割合（以下「府の出資割合」という。）が四分の一以上である法人で、府の行政運営と密接に関連性を有するものとして当該法人を所管する知事等（知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項の規定に基づき府に置かれる執行機関をいう。以下同じ。）の規則（規程を含む。以下「知事等の規則」という。）で定めるもの（以下「出資法人」という。）」及び「出資法人以外の法人のうち、府が財政的援助又は人的援助を行うことによりその運営に多大の影響を及ぼしている法人で知事等の規則で定めるもの」とは、次に掲げるいずれかの基準に該当し、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」に規定する法人を定める規則」に定めるものをいう。
 - (1) 府が「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」第二条第一項に規定する資本金等の二分の一以上を出資又は出捐する法人
ただし、次の①、②及び③に掲げる支援を受けることなく、事業を展開することが可能である等の理由により、知事が指定するもの（自立化法人）を除く
 - ① 府職員の常勤役員（監事、監査役は除く。以下同じ。）への就任又は職員としての派遣
 - ② 府退職者の常勤役員への就任（公募により府退職者が常勤役員に就任した場合を除く。）
 - ③ 府からの補助金、委託料（非公募により府から指定管理者としての指定を受けている、又は競争性のない随意契約により府からの委託事業を受託している場合の委託料に限る。以下同じ。）、貸付け、損失補償（グループファイナンスに対する損失補償を除く。以下同じ。）又は債務保証
 - (2) 府が資本金等の四分の一以上二分の一未満を出資又は出捐し、かつ府の出資割合が最も大きい法人のうち、次に掲げるいずれかの基準に該当するもの
 - ア 府職員又は府退職者が常勤役員に就任する法人（公募により府退職者が常勤役員に就任した場合を除く。）
 - イ 府からの補助金、委託料、その他の財政的支援（分担金、負担金等）による収入が、法人の経常収益又は売上高のおおむね二分の一以上の法人
 - ウ 資金調達にあたり、府が貸付けを行っている法人
 - エ 財政再建プログラム等、府の行財政計画で示された法人の見直しの方向性が実施に至っておらず、特に指導調整の必要があると認められる法人
 - (3) 府の実質的な出資又は出捐（府の出資金又は出捐金と、既に解散した府出資法人から承継した資本金等に対する府の出資金又は出捐金との合計額をいう。）の割合が二分の一以上の法人又は四分の一以上二分の一未満の法人であり、かつ第2号の基準に該当するもの
 - (4) 前3号以外の法人で、府が損失補償を行っているもの

2 府の出資割合の算定にあたっての資本金等の考え方は、法人の種別毎に、下表のとおりとする。

法人の種別	資本金等の考え方
公益財団法人 一般財団法人	<p>原則として、「特例財団法人であったときの最後の決算における基本財産」の額及び「公益財団法人又は一般財団法人に対する新たな出資総額」の合計額を「資本金等」とする。</p> <p>ただし、公益財団法人又は一般財団法人移行後に「特例財団法人であったときの最後の決算における基本財産」が減少したと認められる場合は、当該減少額を控除するものとする。</p> <p>なお、移行後に公益財団法人又は一般財団法人が合併した場合は、上記により算定した合併前のそれぞれの法人の資本金等の合計額を合併後の法人の資本金等とする。</p>
公益社団法人 一般社団法人	基金及び入会預り金の合計額
社会福祉法人	基本金
株式会社	資本金